

22財記第262号
平成23年3月28日

宮城県教育委員会教育長 殿

文化庁文化財部記念物課長
矢野和



文化財保護法第125条第1項ただし書の取扱いについて(回答)

平成23年3月25日付け文第2247号で照会のあった標記については、「非常災害のために必要な応急措置」に該当するとして差し支えありません。

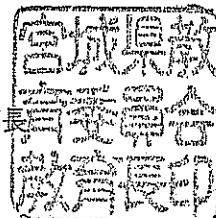
写

文 第 2 2 4 7 号

平成 23 年 3 月 25 日

文化庁文化財部長 殿

宮城県教育委員会教育長



文化財保護法第125条第1項ただし書きの取扱いについて（照会）

本県の文化財保護行政につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記の件について、東北地方太平洋沖地震に伴い特別名勝松島において行われる下記の行為が「非常災害のために必要な応急措置」に該当するかについて照会いたします。

記

特別名勝松島保存管理計画における第1種保護地区のうち1B及び1C地区、第2種保護地区のうち2B地区、第3種保護地区及び海面保護地区において行われる以下の行為

- ア. ライフライン（電気、上下水道、ガス、電話（携帯電話を含む）、道路、橋梁、河川施設、鉄道）の復旧（原状回復）
- イ. 仮設建築物その他の工作物（プレハブ仮設住宅、仮設トイレ等）の設置
- ウ. 遺体の仮土葬

宮城県教育厅文化財保護課管理調整班 二藤部
電話：022（211）3682 FAX：022（211）3693